

正職員及び有期雇用契約職員のチーム活動に係る内規

特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会
経営企画室

1. 経緯背景

近年、組織拡大の中で正職員及び有期契約職員（以下、職員）等の雇用関係にある職員は増加傾向にある。個々の職員におかれては、当スポーツや当協会のビジョン等に共感し入職しているものも多く、当該クラブチームに所属し、入職後も継続的に活動しているものもいる。

一方、中央競技団体（以下、NF）としては、高いレベルのガバナンスの確保が求められているなかで、クラブチーム関係者とNFとの間に生じ得る利益相反を管理することが求められることから、内規として職員とクラブチームの所属について、指針を定めるに至った。

2. 職員のクラブチーム活動に係る活動の制限

- (1) 職員は、正登録及び準登録のチームの「チーム代表者」として登録することを認めない。
（但し、本内規制定時にこの職に就いている職員については、2020年7月末までを猶予期間として認める）
- (2) 職員が、正登録及び準登録のチームに所属する場合、『クラブチーム活動許可申請書及び誓約書』を提出し、事務局長の許可を得るものとする。（要 所属部署長印、人事担当者印）
- (3) 職員がチームに所属することにより、下記のいずれかに該当する場合は、職員のチーム登録を認めない場合がある。
 - ・当協会の業務に支障が出ることが明らかな場合
 - ・当協会の保有する機密事項の漏洩につながる恐れのある場合
 - ・当協会の名誉や信用、取引先との信頼性を損なう可能性が高い場合
 - ・競業関係となるなど、当協会の利益を害することが明らかな場合
 - ・同一のクラブチームに、多数の職員が所属する場合
 - ・クラブチームに関する意思決定に、職員が重要な立場で関わる場合
- (4) チーム活動許可の承認は、事務局長にて行うものとする。

3. 生じうる具体例

- ・職員の属するクラブチームが、JBFAの取引先自治体や企業等から報酬等の授受が発生する業務を引き受けること
- ・JBFAが有する各種の権限（大会出場資格の付与、団体登録など）の決定に、該当職員が関与すること
- ・JBFAからのクラブチームに対する各種助成金を、職員が意思決定をして配分すること

4. 本内規の扱い

- ・本内規は2019年8月1日より施行する。
- ・本内規は常任理事会にて改定される。

以上